

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団 高等学校入学支度金貸与規程

(平成16年4月財団法人福岡県教育文化奨学財団規程第9号)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人福岡県教育文化奨学財団（以下「財団」という。）が貸与する高等学校等入学のための奨学資金（以下「支度金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支度金の貸与金額)

第2条 支度金の貸与金額は、次のとおりとする。

国・公立	50,000円
私立	100,000円

(支度金貸与の資格)

第3条 支度金の貸与を受けることができる者（以下「支度金奨学生」という。）は、保護者が福岡県内に生活の本拠を有し、高等学校等に入学する者であつて、次の（1）（2）のいずれにも該当する者とする。

（1）高等学校等において勉学意欲があり、経済的理由により修学が困難な者で、前年度又は当該年度において、その者の属する世帯の全収入額（年収）が生活保護法第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により算定した当該世帯の基準額（年収に換算）の1.0倍以下の者。

（2）地方公共団体その他の団体からこの支度金と同様の資金の貸与あるいは給付を受けていない者。

第2章 奨学生の採用と支度金の交付

(願出の手続)

第4条 支度金の貸与を受けようとする者は、高等学校入学支度金貸与願書に、世帯全員の収入証明書を添えて願出しなければならない。

2 申請の期日は、毎年度、理事長がこれを定める。

第5条 前条の書類は、在学学校長・市町村教育委員会を経て、本財団あてに提出しなければならない。

(支度金奨学生の決定)

第6条 支度金奨学生は、第4条の願書を提出した者の中から選考委員会の選考を経て、理事長がこれを決定する。

2 支度金奨学生の採否は、在学学校長を経て本人に通知する。

3 前項の通知を受けた者は、連帯保証人が連署した誓約書を本財団あて、提出しなければならない。

(支度金の交付)

第7条 支度金は、5月末日までに本人に交付する。ただし、特別の事情があるときは、これによらないことができる。

(異動の届出)

第8条 支度金奨学生は、次の各号の一に該当するときは、その都度すみやかに理事長に届け出なければならない。ただし、本人が病気その他やむを得ない理由により届け出ることができな

いときは、連帯保証人が届け出なければならない。

(1) 休学、復学、転学又は退学したとき

(2) 本人又は連帯保証人の身分、住所、その他重要事項について異動があったとき

(支度金貸与の辞退)

第9条 支度金を必要としない事由が生じたときは、辞退届を理事長に提出しなければならない。

(借用証書等)

第10条 支度金奨学生は、財団が指定する期限までに借用証書を理事長に提出しなければならない。

2 前項に規定する借用証書を提出する際は、住民票の写しの他、連帯保証人の印鑑登録証明書等、理事長が必要と認める書類を添付しなければならない。

第3章 支度金の返還及び猶予・免除

(支度金の返還)

第11条 支度金は、卒業した日又は貸与を停止された日の属する月の翌月から起算して6か月を経過した後、学校種別に応じ、次の表に掲げる返還期間内に、貸与額を半年賦又は月賦で返還しなければならない。

ただし、この場合において支度金の貸与を受けた者はいつでも繰り上げて返還できるものとする。

貸与を受けた 学校種別	公立 高等学校等	私立 高等学校等
返還期間	9年以内	12年以内

2 前項の規定により返還しようとするときは、本人が指定する銀行口座からの引き落としによるものとする。ただし、特別の事情があるときは、理事長の発行する返還通知書により、納入することができる。

3 支度金の貸与を受けた者が返還を怠ったと認められるときは、第1項の規定にかかわらず、その者に対して請求し、理事長が指定する日までに返還未済額の全部を返還させることができる。

(支度金返還債務の履行猶予)

第12条 支度金の貸与を受けた者が次の各号の一に該当するときは、願出により返還を猶予することができるものとする。

(1) 高等学校等、短期大学若しくは大学等に在学するとき又は高等学校等、短期大学若しくは大学等を卒業後、6か月を経過しないとき

(2) 災害・盗難・傷病・負傷その他やむを得ない事由により、返還期日に支度金を返還することが著しく困難になったと認められるとき

2 前項に規定する支度金返還債務の履行猶予を受けようとする者は、支度金返還猶予願に猶予の理由を証する資料を添えて、理事長に提出しなければならない。

なお、返還猶予の期間は、前項第1号に該当するときは、その事由の継続中とする。

また、前項第2号に該当するときは1年以内とし、さらにその事由が継続するときは、願出により重ねて1年ずつ延長することができる。

(支度金返還債務の免除)

第13条 支度金の貸与を受けた者が死亡し、著しい障がいを受け労働能力を喪失し、又は著しい障がいを受け労働能力に高度の制限を有し、その支度金を返還することができなくなったとき及び理事長が特に免除することが必要と認めたときは、支度金の返還未済額の全部又は一部の返還を免除することができるものとする。

2 前項に規定する免除を受けようとする者(本人死亡の場合は、その連帯保証人)は、支度金返還免除願を理事長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると認め

るときはこの限りではない。

(延滞利子)

第14条 支度金の貸与を受けた者は、支度金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に年(365日当たり)3パーセントの割合を乗じて計算した額を延滞利息として支払わなければならない。ただし、返還を延滞したことについて、やむを得ない事由があると認めるときは、その延滞利息を減免することができる。

(債権の区分)

第15条 支度金の貸与を受けた者について、その支度金に係る債権(以下「債権」という。)の回収の危険性の度合いに応じて、別記のとおり、危険性の低い方から正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先の5つに区分することとする。

2 本財団は、前項に規定する区分に基づき債権の回収の危険性の評価(以下「自己査定」という。)を行うものとする。自己査定に関し必要な事項は、別に定める。

3 二以上の貸与契約により奨学金の貸与を受けた者にあつては、最も回収の危険性の高い区分に該当する債権の区分をもって、その者の区分先とする。

(実施細目)

第16条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

この規程は、平成14年4月1日以降高等学校に入学した者から適用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年7月5日から施行し、平成14年4月1日以降高等学校に入学した者から適用する。

附 則

この規程は、平成22年10月27日から施行する。

なお、改正後の第10条の規定の適用については、施行日において第1条の高等学校に在学中の者から適用する。

附 則

この規程は、平成24年1月10日から施行する。

なお、改正後の第11条第3項の規定の適用については、平成24年4月1日以降に入学した者から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人への移行登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

なお、改正後の第14条の規定の適用については、令和4年4月1日以降に入学した者から適用する。

附 則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

別記 債務者区分

第1 正常先

債権回収に特段の問題がないと認められる次の債務者

次の各号に掲げる奨学生及び要返還者（要注意先から破綻先までの区分に該当する者を除く。）

- (1) 奨学生
- (2) 第12条第1項第1号の規定に基づき、奨学金の返還の債務の履行を猶予されている者
- (3) 割賦金の返還を怠っていない要返還者

第2 要注意先

返還期限が猶予されている、返還金に延滞があるなど履行状況に問題があり、今後の管理に注意を要する次の債務者

次の各号に掲げる要返還者（破綻懸念先から破綻先までの区分に該当する者を除く。）

- (1) 第12条第1項第2号の規程に基づき、奨学金の返還の債務の履行を猶予されている者
- (2) 延滞期間（割賦金の返還を怠っている期間をいう。以下同じ。）が6か月未満の要返還者

第3 破綻懸念先

現状、回収可能性はあるが、延滞が長期にわたっており、その状況の解消が芳しくなく、今後の回収が不可能となる可能性が大きいと認められる次の債務者

延滞期間が6か月以上10年未満の要返還者（実質破綻先及び破綻先の区分に該当する者を除く。）

第4 実質破綻先

法的・形式的な破綻の事実が発生していないものの、延滞が更に長期にわたっており回収の可能性が殆どないと判断される債務者や、連絡等を全く取ることができず、督促することが不可能と判断される債務者など、実質的に回収が不可能な次の債務者

次の各号に掲げる要返還者（破綻先の区分に該当する者を除く。）

- (1) 債務名義を取得した者
- (2) 延滞期間が10年を経過した者
- (3) 財団に届出のあった住所において連絡を取ることができず、かつ次の各号の関係先に照会しても住所が判明しない者のうち、1年以上入金がない者
 - ア 住所又は本籍の所在する市役所、区役所又は町村役場
 - イ 連帯保証人及び保証人

第5 破綻先

法的・形式的な破綻の事実が発生している次の債務者

次の各号に掲げる要返還者

- (1) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく自らを債務者とした破産の申請を申し立てた者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく次の各号の申請を申し立てた者
 - ア 同法第221条の規定による小規模個人再生の申請
 - イ 同法第239条の規定による給与所得者等再生の申請
- (3) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定調停の申請を申し立てた者
- (4) 弁護士又は司法書士に依頼して任意に行う債務整理の申請を申し入れた者